

○群馬県警察機動装備隊設置運用要綱の制定について（例規 通達）

平成 11 年 7 月 30 日

群本例規第 15 号（務）警察本部長

〔沿革〕

平成 14 年 3 月群本例規第 8 号（務）、第 18 号（総）、17 年 3 月第 9 号（務）、20 年 3 月第 12 号（務）、30 年 3 月第 2 号（務）改正

群馬県警察機動装備隊設置運用要綱を別添のとおり制定し、平成 11 年 8 月 16 日から施行することとしたから、効果的な運用に努められたい。

なお、群馬県警察機動装備隊設置運用要綱の制定について（平成 8 年群本例規第 21 号）は、廃止する。

記

1 制定の背景

群馬県警察機動装備隊は、平成 8 年 12 月に設置して以来、事件、事故等の現場活動を支援する一方、装備の管理をシステム化し、装備の総合的な管理及び運用に成果を収めているところであるが、昨今の装備の技術進歩は目覚ましく、これを有効かつ的確に運用し、複雑化する警察諸業務を適切に処理するため、より実態に即した機能強化を図ることとした。

2 運用上の留意事項

- (1) 群馬県警察機動装備隊の編成を総括班、支援班及び技術班の 3 班とし、関東管区警察局群馬県情報通信部（機動警察通信隊）の協力を得るほか、会計部門、情報管理部門、各警察署等における装備担当者を編入したので、今後、部門の枠を越えた装備に係る情報の共有化を推進すること。
- (2) 事件、事故、災害等が発生した場合、各所属に配分されている装備を総合的に運用する必要性が生じるので、各所属にあっては、保有装備の良好な保守管理に配意し、差し出し等に支障のないようにすること。

別添

群馬県警察機動装備隊設置運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、群馬県警察機動装備隊（以下「機動装備隊」という。）の設置及び運用について必要な事項を定めるものとする。

第2 設置

群馬県警察本部に機動装備隊を置く。

第3 任務

機動装備隊は、群馬県警察が保有する装備の総合的運用及び装備に係る情報の共有化を図るとともに、事件、事故、災害等（以下「事件等」という。）が発生した場合において、現場活動を支援するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- 1 装備の調達、搬送及び運用に関すること。
- 2 装備資機材管理システムの運用に関すること。
- 3 装備の整備及び管理並びに装備に係る教養訓練に関すること。
- 4 装備の開発改善に関すること。
- 5 その他特命事項に関すること。

第4 編成等

- 1 機動装備隊は、隊長、副隊長、班長及び班員をもって構成する。
- 2 機動装備隊の班の名称及び任務は別表のとおりとし、その編成は別に定める。

第5 隊員の指定

- 1 機動装備隊編成表の班員の欄に規定する所属の長（以下「関係所属長」という。）は、所属職員の中から班員として適格と認められる者を選定し、機動装備隊員指定上申書（別記様式第1号）により、警務部装備施設課長（以下「装備施設課長」という。）を経て警察本部長（以下「本部長」という。）に上申するものとする。
- 2 本部長は、隊長、副隊長、班長及び前記により上申された者の中から指定した隊員に指定書（別記様式第2号）を交付するとともに、その旨を関係所属長に通知するものとする。
- 3 関係所属長は、所属の隊員の指定を解除する必要があるときは、機動装備隊員解除上申書（別記様式第3号）により、装備施設課長を経て本部長に上申するものとする。この場合においては、後任者の指定上申手続を併せて行うものとする。
- 4 隊長は、隊員名簿を備え付け、常に整理しておくものとする。

第6 運用

- 1 事件等が発生した場合において、当該事件等の発生地を管轄する警察署長及び当該事件等を主管する警察本部の所属長（以下「警察署長等」という。）は、機動装備隊の応援が必要と認められる場合は、隊長に対し、機動装備隊の出動を要請することができる。
- 2 機動装備隊の出動要請は、機動装備隊出動要請書（別記様式第4号）により行うものとする。
- 3 隊長は、出動要請を受理した場合又は出動要請がない場合であっても事件等の状況からその必要性が認められるときは、機動装備隊を出動させるものとする。
- 4 隊長は、機動装備隊の出動に際し、隊員に対して、事件等の概要、出動の目的、必要な装備の調達、具体的な任務その他必要事項を指示するものとする。
- 5 隊長は、機動装備隊の出動に際し、隊員以外の職員の派遣が必要であると認める場

合は、当該職員の所属長に対し、当該職員の派遣を要請することができる。

- 6 隊長は、警察署長等との緊密な連携を図り、現場における装備の有効活用を図るものとする。
- 7 副隊長は、機動装備隊出動日誌（別記様式第5号）により機動装備隊の出動状況を明らかにし、隊長に報告するものとする。

第7 平素の措置

- 1 隊長は、各班で保有する装備を把握の上、その実態を全所属に周知徹底するとともに、隊員に対する指導教養、実践的訓練による装備の取扱要領の習熟等を図り、装備の総合的運用及び有効活用に努めるものとする。
- 2 班長は、班相互間の連携を図るとともに、各部門が保有する装備の実態を把握し、常に専門的な現場支援が実施できるよう配意するものとする。
- 3 隊員は、事件等の発生現場において積極的に支援ができるよう装備の保守管理に当たるとともに、取扱要領の習熟等に努めるものとする。
- 4 各所属長は、機動装備隊に対する所属内の協力体制の醸成に努めるとともに、装備の開発改善に向けたアイデアの集約、積極的な保有装備の活用及び別に定めるところによる積極的な事例報告の励行に努めるものとする。

第8 庶務

機動装備隊に関する庶務は、警務部装備施設課において行う。

別表及び別記様式省略